

今後の審査方法（案）

◎今後の審査の流れ

- 1 総合計画策定の進捗状況を踏まえ、7月30日の委員会で基本構想（案）及び基本計画総論（案）を審査したことから、基本計画各論（案）の質疑を行う。【10月29日】
- 2 基本計画各論（案）に対する意見を取りまとめ、市総合計画審議会に提出する。【11月2日】
- 3 パブリックコメント案の報告を受ける。【12月定例会】
- 4 パブリックコメント案に対する意見を取りまとめ、市総合計画審議会に提出する。【1月下旬】
- 5 議案審査【3月定例会】

◎審査方法

1 基本計画各論（案）の質疑

日時：10月29日（月）午前9時

- (1) 各論（案）は、市政全般を30に分けた小分野から成り、内容が多岐にわたることから、当日は午前9時から委員会を開催し、小分野ごとに質疑を行う。なお、今後意見を出すことを踏まえ、事実確認の質疑を原則とする。
- (2) 小分野の質疑に入る前に、前回7月30日の委員会で示された基本構想（案）及び基本計画総論（案）からの変更点について説明を受けるものとする。ただし、基本計画基本構想（案）及び基本計画総論（案）は前回審査していることから、今回質疑は行わない。

- (3) 小分野の質疑では、説明員の出席等、審査を効率的に進めるため、30の小分野を、予算委員会を除く常任委員会の所管を基にしたグループに分け、小分野ごとに質疑を行う。
- (4) 委員会資料が23日午後2時に事前配布される予定であることから、十分な質疑時間を確保するため、資料に記載のない事項など理事者側が追加説明を希望する場合を除き、小分野の説明は受けず、直ちに質疑に入るものとする。
- (5) 小分野は、議案対象である「基本計画」部分と議案対象外の「資料」部分で構成されており、今後の議案審査を見据え、議案対象である「基本計画」部分に対する質疑を原則とする。
- (6) 各小分野は複数所管にわたり、各論（案）では別添①のとおり主担当課と関係課に分けられることから、理事者側との調整を踏まえ、小分野の主担当課を所管する部長及び主担当課・関係課の出席を求める。ただし、説明員側の座席に余裕がある場合、理事者側の申出により、増員も可能とする。
- (7) 理事者の出席は求めない。
- (8) 小分野ごとに、委員からの質疑が終了した後、委員外議員の質疑を行う。
- (9) 小分野当たり10分を目安とし、理事者側各所管との日程調整及び説明員数の見込みを踏まえ、概ね別添②の日程とする。

2 基本計画各論（案）に対する意見の取りまとめ

- ① 10月29日の委員会を踏まえて、各会派で意見を集約し、意見があれば、10月31日（水）午前9時までに、別紙様式によりデータで事務局に提出する。
- ② 無会派の議員からの意見については、直接、無会派の議員から、別紙様式によりデータで事務局に提出する。
- ③ 各委員及び委員外議員から提出された意見を正副委員長が取りまとめ、市総合計画審議会に提出する意見（案）を作成し、11月2日（金）午前10時から委員会を開催し確認する。

(別紙 意見提出様式)

小分野番号	該当項目
○. ○. ○	5年後のまち / 現状と課題 / 行政の5年間の主な取組
	対象箇所：
意見	